

県指定 有形文化財

## 佐伯城三の丸櫓門



この櫓門は、近世城郭建築の、大石を用いた櫓台の上に櫓を築いたいわゆる渡櫓である。創築は寛永14年(1637)、三代高尚公代に佐伯城の正門として建てられた。戦備の意図の軽くなった時代の建築で、城門としての機能を完備しているが、小藩としては贅沢な櫓の一枚板を張っている。前面の敷石斜面は、御駕籠のまま昇降が可能なように傾斜の段を設けない敷石になっている。享保11年(1726)6月、六代高慶公再造、天保3年(1832)10月、十一代高泰公三造の記録が残されている。さらに、明治10年の貫板記から十二代高謙公時代の修理が想像され、昭和50年(1975)には大改修を受けている。櫓門の遺構としては県下では唯一という希少価値を持った歴史的建造物である。